

○総務省告示第十二号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十一条の規定に基づき、総務大臣が別に告示するIPアドレスを次のように定める。

平成三十一年一月二十二日

総務大臣 石田 真敏

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十一条に規定するIPアドレスは、マルチキャストアドレスとし、IPv4マルチキャスト又はIPv6マルチキャストを使用する場合にあつては、IETF RFCで定めるIPアドレスの構成に準拠することとする。